

答申第 35 号  
平成14年9月30日

兵庫県教育委員会 様

情報公開審査会  
会長 真 砂 泰 輔

公文書の部分公開決定及び非公開決定に係る異議申立てに対する  
決定について(答申)

平成14年1月28日付け諮問第1号で諮問のあった標記の件について、別添のとおり答申します。

## 答 申

### 第1 審査会の結論

- 1 別紙1記載の公文書26、27、49、50及び58から60までに係る部分公開の決定において、非公開とした情報のうち、非違行為を行った教職員等の処分内容は公開すべきである。
- 2 その余の部分に係る非公開の決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件の異議申立ての趣旨は、「兵庫県教育委員会が県教職員及び県費負担教職員、ならびに県教委事務局職員に対して行った処分（措置を含む）及びその基礎となる資料のすべて（2001年4月1日～2001年10月19日）（交通事故案件を除く）」の公開請求に対して、実施機関が平成13年12月11日付けで行った別紙1記載の公文書の部分公開決定及び別紙2記載の公文書の非公開決定を取り消し、次の情報を除き、その全部の公開を求めるものである。

- (1) 個人の住所、電話番号、生年月日、個人を識別するための番号・記号、暗証番号、生育歴、学歴、及び本人の了解を得ていない私人や公務執行中以外の公務員（課長級以上を除く）の氏名（氏名印を含む。以下同じ）
- (2) 非違行為に係る案件または非違行為があったという相当な理由がある案件の公務員（課長級以上を除く）の氏名

#### 2 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書並びに口頭での意見陳述において述べられた本件異議申立ての理由は次のとおり要約される。

- (1) 特定の個人を識別することができる情報とは、その個人（教職員処分関連文書の場合は被処分者）の関係者や地域と全く関わりがない一般県民であっても、ある情報を知ることによって容易にその個人を特定することができる高度の蓋然性がある情報であると解すべきであり、専門的な調査（公的機関、マスメディア、興信所等）をすれば特定できるかもしれないような情報は、このような区分には当てはまらない。これに沿って本件非公開部分を検討すると一般県民が学校名等から特定の個人を識別するためには、専門的な調査をしなければほぼ不可能であるというべきであって、これらを非公開としたことは不当である。

- (2) 公開された公文書のうち、懲戒処分の内容までもが非公開となっているものもあるが、これらの処分内容については他者に対しては情報提供を行っている。ある時は公開し、ある時は公開しない、また提供先によって公開する内容が異なるといったダブルスタンダードは、行政としてはあってはならない行為である。
- (3) 学校名が非公開になっているが、これを公開することにより、管理職・現場教職員・地域住民が緊張感を持ち、今後の同種同様の問題に対しての抑止力も期待できると考えるので、公開すべきである。
- (4) 盗撮された身体部位や盗撮場所が非公開となっているが、これらの情報を公開しなかったことにより仮にその被害者が下着を着用していなかったといったような風説が流布された場合、その責任は誰がとるのか。全ての物事は事実を公開することが被害者を救済する唯一の手段であって、事実を秘匿した上での被害者救済はあり得ない。
- (5) 課長級以上の公務員の氏名については、指揮監督命令権を有する以上、疑惑を持たれた時点で公にされるべきである。しかし、非違行為に係る案件又は非違行為があったという相当な理由がある案件の公務員については、当該非違行為が確定されていない段階において、これを公開するのは失当である。部分公開された本件公文書のうち、被処分者の氏名を公開しているものがあるが、これは非公開とすべきである。個人名を公開するか否かについての判断は、報道機関の判断、つまり報道された否かに関係なく、実施機関が自ら行うべきである。

### 第3 実施機関の説明要旨

非公開理由説明書及び口頭での意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

#### 1 本件公文書について

本件公文書は、実施機関が平成13年4月1日から同年10月19日までに行った懲戒処分及び訓告等の措置（以下「懲戒処分等」という。ただし、交通事故・違反に係るものを除く。）に係る書類であり、9つの学校で行われた非違行為に関するもの（以下「事案1」から「事案9」という。）である。

#### 2 条例第6条第1号の該当性について

- (1) 本件公文書には、学校名、校長名、非違行為を行った教職員の氏名・校務分掌・処分内容、被害を受けた児童・生徒等の氏名、保護者の氏名

・住所、関係者の氏名、発言内容等（以下「学校名等」という。）が記録されている。学校名等をそれぞれ単独で検討すると、特定の個人を識別することができないものも含まれているが、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第6条第1号の「特定の個人を識別することができるもの」には、その情報だけでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と関連付けることにより、間接的に特定の個人を識別することができる場合も含むものとされており、学校名等は、相互に組み合わせたり、学校要覧等他の情報と関連付けることにより、非違行為を行った教職員、被害児童・生徒等が特定されることから、「特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

- (2) 本件公文書には、被害児童・生徒等については、どのような状況でどのような加害行為が行われ、その結果、どのような被害を被ったかといった児童・生徒等の内心、心情等の状況に関することや、非違行為を行った教職員については、当該非違行為を行った結果、どのような懲戒処分等が課せられたかといった非違行為を行った教職員の経歴、社会的生活等に関することが記録されている。したがって、被害児童・生徒や非違行為を行った教職員を識別することができる情報である学校名等については、「通常他人に知られたくないもの」と認められるので、条例第6条第1号前段に該当するとして、非公開としたものである。
- (3) 事案によっては、学校名を明らかにした新聞報道等の他の情報によって、既に特定の個人を識別することができるものがあり、当該事案の公文書については、被害生徒の負傷の程度等、通常他人に知られたくないと認められる情報についても前項と同様に非公開としたものである。
- (4) 本件公文書中顛末書は、非違行為を行った教職員の視点から事案の事実関係を綴ったものであって、非違行為を行った教職員の心情を吐露したものであり、個人の人格と密接に関わる情報である。  
また、本件公文書中被害児童・生徒等の診断書については、被害児童・生徒等の身体状況等について、その被害児童・生徒等に示すために作成されたものであって、個人の人格と密接に関わる情報である。  
さらに、本件公文書には、性的行為及び当該性的行為と密接に関わる情報についても記録されているが、これらは、被害者の人格と密接に関わる情報である。  
したがって、以上の情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるので、条例第6条第1号後段に該当するとして、非公開としたものである。

### 3 条例第6条第6号の該当性について

本件公文書には、盗撮を行った教職員に係る懲戒処分に関する公文書が含まれており、当該公文書中には、盗撮された被害者の身体部位についての情報が含まれている。盗撮された身体部位及び当該身体部位と密接に関連する撮影場所については、被害者の協力なくして、確かな証拠として確認することが困難な情報である。仮に当該情報が公開されることとなれば、今後同種の事案が生じた際に、被害者の協力が得られず、非違行為の立証ができなくなるおそれがあることから、条例第6条第6号エの「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があると認められるものといえる。

したがって、これらの情報は、上記2(4)のとおり条例第6条第1号に該当するのはもちろんのこと、同条第6号に該当するものとして、非公開としたものである。

### 4 事案9について

本件事案は、凶悪な刑事事件の犯人（加害者）に係る情報であって、加害者についての情報の公開には、一定の公益性を認めざるを得ず、条例第8条の裁量的公開を検討したが、以下の諸点で条例第14条規定の加害者の意見を求めるに及ばないと判断し、加害者の個人識別情報を公開したものである。

- (1) 現在、加害者は勾留されており、事実上、意見書を求めることが困難であること。
- (2) 刑事裁判が進行中であって、当該法廷において、詳細な事実が明らかとなっており、また、詳細な報道が加害者の氏名を付して行われていること。よって、事実上、加害者が当該犯罪をなしたという情報は既に周知の事実になっているといえ、仮に条例第6条第1号に抵触するとしても、その保護すべき利益は既に失われていること。

## 第4 審査会の判断

### 1 本件公文書の概要について

- (1) 本件公文書は、実施機関が平成13年4月1日から同年10月19日までの間に行った懲戒処分等に関して、教職員が行った非違行為を了知及び確認し、当該非違行為を行った教職員に対して懲戒処分等を行うために、実施機関の職員が作成し、又は各学校若しくは市町教育委員会から受領したものである。本件公文書は、学校長から提出された報告書、各市町教育委員会から提出された調査報告書及び処分内申、教育委員会議案、

人事通知書、処分説明書等から構成されている。

(2) 本件公文書には、概ね次の情報が記録されていることが認められる。

- ア 非違行為を行った教職員の職名、氏名、性別、年齢、履歴、校務分掌、身長、体重、処分の内容等
- イ 被害児童又は生徒等の氏名、性別、年齢、学年、クラス名、身長、体重、住所、保護者氏名、住所、負傷の程度等
- ウ 非違行為の発生日時及び場所
- エ 非違行為の原因及び状況、学校において採った措置等
- オ 学校名並びに学校長の氏名及び印影
- カ 市町教育委員会名

(3) 本件公文書のうち、事案 6 から事案 9 までは、当該事案の事実等に関し、全国紙等の新聞（以下「本件新聞記事」という。）で報道されている。このことは、実施機関から条例第 22 条の規定に基づき提出された資料から認められる。

## 2 事案 9 について

事案 9 については、実施機関は、非違行為を行い、処分を受けた教職員の氏名等を公開している。異議申立人は、処分を受けた教職員の氏名を非公開とすべきであると述べているが、既に公開されている以上、この点を問題とする利益はない。

## 3 条例第 6 条第 1 号前段該当性について

(1) 本件公文書のうち事案 1 から事案 8 までについては、実施機関は、下記の情報を条例第 6 条第 1 号前段に該当するとして非公開としている。なお、事案によっては、 から までの情報が公開されている場合も認められる（詳細は、別紙 3 参照。）。

- 非違行為を行った教職員の氏名
- 被害児童又は生徒等の氏名
- 被害児童又は生徒等の住所及び保護者の氏名
- 学校名並びに学校長の氏名及び印影
- 関係職員の職名、氏名及び履歴
- 非違行為を行った教職員の履歴及び校務分掌
- 非違行為の発生日時、場所
- 学校での行事名

さらに、新聞報道された事案 6 から事案 8 までについては、前記の情報に加え、次の情報も非公開としている。

被害児童又は生徒等の性別、年齢、身長、体重及び傷病名  
被害児童又は生徒等の言動及び評価  
非違行為を行った教職員の年齢、身長、体重及び健康状態  
非違行為を行った教職員等の処分内容

- (2) 条例第 6 条第 1 号前段は、公開請求に係る公文書に「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」が記録されている場合には、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものである。これは、情報公開制度において、個人のプライバシーを最大限に保護し、個人の尊厳と自由を守ることを目的とした趣旨と解される。

なお、本号の「特定の個人を識別することができるもの」とは、氏名、住所等により特定の個人を直接識別することができる場合だけでなく、その情報だけでは特定の個人を直接識別することはできないが、他の情報と比較的容易に関連付けることができ、そのことにより、間接的に特定の個人を識別することができる場合も含むものである。

- (3) まず、事案 1 から事案 5 までについて判断する。

ア から までの情報が、特定の個人を識別することができる情報であるかどうかを検討する。

から までの情報は、これが公開されれば、非違行為を行った教職員又は被害児童若しくは生徒等を直接識別することができるので、特定の個人を識別することができる情報に該当することは明らかである。

イ から までの情報は、これが公開されたからといって、非違行為を行った教職員又は被害児童若しくは生徒等を直接識別することができるわけではない。しかし、他の情報と関連付けることにより、特定の個人を比較的容易に識別することができるかどうかについては、なお、検討を要する。

(ア) 実施機関は、「他の情報」として主に学校要覧を挙げている。学校要覧は、各学校において作成され、当該学校に在籍する教職員の氏名、校務分掌等、クラブ顧問及び就任年月日、校舍配置図等、体罰事故報告書と共通する情報を掲載している。したがって、 から

までの情報のいずれかが公開されれば、当該情報と本件処分において公開されている情報との組合せを学校要覧等一般的に入手可能な学校関係の資料で確認することによって、比較的容易に加害教職員が特定され又は特定少数に絞り込まれ、ひいては、被害児童又は生徒等が実質的に特定されるものであることが認められる。

- (イ) ところで、事案によっては、 から までの情報と同種の情報公開されている場合も認められる。これらの情報も本件処分において公開している情報との組合せにより、間接的に特定の個人を識別し得る可能性のあるものである。例えば、非違行為を行った教職員の担当教科とクラブ顧問の組合せが、多数の教職員に当てはまる場合はともかく、少数の教職員に限られる場合には、個人を特定することが可能である。その場合、組み合わせた情報のうち、そのいずれかを非公開とする必要があるが、実施機関が、体罰の原因と状況、学校関係者のとった措置等体罰の概要を把握するために必要な情報を可能な限り明らかにするという観点から、担当教科を公開したものとクラブ顧問を公開したものとに分かれていることが認められる。このように、当該組合せを構成する情報のうち、いずれを非公開とすべきか、いずれを公開とすべきかは、事案ごとに判断せざるを得ず、事案によって、異同が生じることはやむを得ないとする。

ウ 次に、 から までの情報が、通常他人に知られたいと認められるものであるかどうかを検討する。

- (ア) から までの情報は、本件処分において、体罰の原因と状況、学校においてとった措置等を公開していることから、これらの情報と一緒に公開されれば、特定の被害児童又は生徒等の内心、心身の状況、私生活等に関する情報が明らかになる。さらに、当該被害児童又は生徒等に対して、体罰を受けた者として新たな評価が加えられる可能性もある。したがって、当該被害児童又は生徒等を特定することができる から までの情報は、通常他人に知られたいと認められる情報である。

- (イ) また、本件処分において、非違行為を行った教職員等の懲戒処分等の内容を公開していることから、 から までの情報が公開されれば、特定の教職員が体罰を行ったことによって懲戒処分等を受けたことが明らかになる。このことは、教職員等の職務に関する情報ではあっても、職務の遂行に関する情報ではないこと、また、当該教職員等の経歴及び社会的生活に関する情報であって、かつ、その



資質及び名誉にかかわる情報であることから、 から までの情報は通常他人に知られたくないと認められるものであると考える。

(4) 次に、事案 6 から事案 8 までについて判断する。

ア 本件新聞記事には、学校名、非違行為を行った教職員の年齢、校務分掌、非違行為の概要等が報道されていることが認められる。また、本件処分においても、特定の個人を識別することができる情報、すなわち から までの情報を除き、当該非違行為の概要は公開されている。その結果、報道された情報や本件処分で公開された情報と から の情報とを組み合わせると、より容易に非違行為を行った教職員が特定され又は特定少数に絞り込まれ、ひいては、被害児童又は生徒等が特定されるものと認められる。

また、 から までの情報は、個人の属性を示す情報、又は個人の資質及び名誉に関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められるものである。

イ ところが、実施機関は、平成13年12月10日付けで懲戒処分等に係る校種、職名、非違行為の内容、処分日及び処分内容を記載した一覧表を公開しており、この一覧表と本件部分公開決定によって公開されている情報とを比較すれば、 の情報は自ずと明らかになることが認められる。したがって、 の情報について、条例第 6 条第 1 号を適用し、非公開とする理由はない。

(5) したがって、実施機関が、事案 1 から事案 8 について から までの情報を、事案 6 から事案 8 までについては から までの情報を条例第 6 条第 1 号前段に該当すると判断したことは妥当が、事案 6 から事案 8 までについて の情報を条例第 6 条第 1 号前段に該当するとした判断は妥当ではない。

#### 4 条例第 6 条第 1 号後段該当性について

実施機関は、本件公文書のうち、顔末書、診断書、領収書、申立書並びに性的行為及び性的行為と密接に関連する情報を条例第 6 条第 1 号後段に該当するとして非公開としている。

(1) 条例第 6 条第 1 号後段は、公開請求に係る公文書に「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって」「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」が記録されている場合には、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものである。こ

れは、カルテ、反省文等個人の人格と密接に関わる情報や未公表の著作物等個人の識別性のある部分を除いて公開しても、なお個人の正当な権利利益を侵害するおそれがある情報をいうものと解される。

- (2) 顛末書及び申立書には、非違行為を行った教職員が自らの視点で当該非違行為に係る事実関係を述べたものが綴られているとともに、非違行為を行った教職員の心情を述べた部分も含まれている。

診断書及び当該診療行為に係る領収書は、体罰等の被害を受けた被害児童又は生徒の身体状況等が記録されている。また、これらの文書は、本来被害児童又は生徒に身体の状況を示す等のために作成されるものである。

これらの文書に記載された情報並びに性的行為及び性的行為に関連する情報については、それぞれ当該個人の人格と密接に係る情報であり、当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、これを実施機関が第三者に流通させることは適切ではない。

したがって、実施機関がこれらの情報を条例第6条第1号後段に該当するとした判断は妥当である。

なお、実施機関は、性的行為及び性的行為に関連する情報について、条例第6条第6号にも該当する旨主張するが、これらの情報が、上記のとおり条例第6条第1号後段に該当すると判断した以上、同条第6号の該当性については判断しない。

- 5 以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
14 . 1 . 28	・ 諮問書の受領
14 . 2 . 15	・ 実施機関から非公開理由説明書の受領
14 . 3 . 8 (第130回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 ・ 審議
14 . 4 . 17 (第133回審査会)	・ 異議申立人からの意見書の受領 ・ 異議申立人から意見を聴取 ・ 審議
14 . 5 . 24 (第134回審査会)	・ 実施機関の職員から説明を聴取 ・ 審議
14 . 6 . 21 (第135回審査会)	・ 審議
14 . 7 . 22 (第136回審査会)	・ 審議
14 . 9 . 6 (第137回審査会)	・ 審議
14 . 9 . 18 (第138回審査会)	・ 審議
14 . 9 . 30	・ 答申

(別紙1) 部分公開決定を行った公文書

- 1 体罰に係る事故報告書(平成13年4月25日付け)に関わる「体罰事件速報」
- 2 「体罰に係る事故報告書」(平成13年4月25日付け)
- 3 体罰に係る事故報告書(平成13年4月25日付け)に関わる「状況図」
- 4 体罰に係る事故報告書(平成13年4月25日付け)に関わる「体罰に関する報告書遅延の理由書」(平成13年4月25日付け)
- 5 体罰に係る事故報告書(平成13年4月25日付け)に関わる「報告書」(平成13年4月25日付け)
- 6 体罰に係る事故報告書(平成13年4月25日付け)に関わる「人事に関する調査の結果等について」(平成13年5月1日付け三教学第100号)
- 7 体罰に係る事故報告書(平成13年4月25日付け)に関わる「処分内申」
- 8 体罰に係る事故報告書(平成13年4月25日付け)及び体罰に係る事故報告書(平成13年3月31日付け)に関わる「教職員の人事に関する件」(第15号議案)
- 9 体罰に係る事故報告書(平成13年4月25日付け)に関わる「人事通知書」(平成13年8月10日付け)
- 10 体罰に係る事故報告書(平成13年4月25日付け)に関わる「処分説明書」(平成13年8月10日付け)
- 11 体罰に係る事故報告書(平成13年3月31日付け)に関わる「体罰事件速報」
- 12 「体罰に係る事故報告書」(平成13年3月31日付け)
- 13 体罰に係る事故報告書(平成13年3月31日付け)に関わる「人事に関する調査の結果等について」(平成13年5月18日付け)
- 14 体罰に係る事故報告書(平成13年3月31日付け)に関わる「内申」(平成13年8月14日付け西教委教職発第56号)
- 15 体罰に係る事故報告書(平成13年3月31日付け)に関わる「人事通知書」(平成13年8月15日付け)
- 16 体罰に係る事故報告書(平成13年3月31日付け)に関わる「処分説明書」(平成13年8月15日付け)
- 17 「非違行為に係る事故報告書」(平成13年8月1日付け)
- 18 非違行為に係る事故報告書(平成13年8月1日付け)に関わる「処分決定にかかる資料」
- 19 非違行為に係る事故報告書(平成13年8月1日付け)に関わる「退職願」(平成13年9月5日付け)
- 20 非違行為に係る事故報告書(平成13年8月1日付け)に関わる「人事通知書」(平成13年9月5日付け)
- 21 非違行為に係る事故報告書(平成13年8月1日付け)に関わる「訓告書」(平成13年9月5日付け)
- 22 「体罰に係る事故報告書」(平成13年4月3日付け)

- 23 体罰に係る事故報告書（平成13年4月3日付け）に関わる「体罰被害生徒の欠席等の状況について」（平成13年5月21日付け）
- 24 体罰に係る事故報告書（平成13年4月3日付け）に関わる「体罰の発生について」（平成13年4月5日付け）
- 25 体罰に係る事故報告書（平成13年4月3日付け） 体罰に係る事故報告書（平成13年2月16日付け） 非違行為に係る事故報告書（平成13年8月6日付け）及び非違行為に係る事故報告書（平成13年8月13日付け）に関わる「教職員の人事に関する件」（第16号議案）
- 26 体罰に係る事故報告書（平成13年4月3日付け）に関わる「人事通知書」（平成13年9月14日付け）
- 27 体罰に係る事故報告書（平成13年4月3日付け）に関わる「処分説明書」（平成13年9月14日付け）
- 28 「体罰の発生について」（平成13年4月5日付け）に関わる「公立学校教職員に対する指導について」（平成13年9月11日付け教教第660号）
- 29 「体罰に係る事故報告書」（平成13年2月16日付け）
- 30 体罰に係る事故報告書（平成13年2月16日付け）に関わる「体罰についての取り組み」（平成13年2月5日付け）
- 31 体罰に係る事故報告書（平成13年2月16日付け）に関わる「体罰の発生に関する追加資料の提出について」（平成13年2月23日付け）
- 32 体罰の発生に関する追加資料の提出について（平成13年2月23日付け）に関わる「顛末書」（平成13年2月20日付け）
- 33 体罰の発生に関する追加資料の提出について（平成13年2月23日付け）に関わる「顛末書」（平成13年2月21日付け）
- 34 体罰に係る事故報告書（平成13年2月16日付け）に関わる「体罰に係る事故報告書」（平成13年7月27日付け）
- 35 体罰に係る事故報告書（平成13年2月16日付け）に関わる「人事通知書」（平成13年9月14日付け）
- 36 体罰に係る事故報告書（平成13年2月16日付け）に関わる「処分説明書」（平成13年9月14日付け）
- 37 体罰に係る事故報告書（平成13年2月16日付け）に関わる「処分決定にかかる資料」
- 38 体罰に係る事故報告書（平成13年2月16日付け）に関わる「公立学校教職員に対する厳重注意について」（平成13年9月11日付け教教第659号）
- 39 体罰に係る事故報告書（平成13年2月16日付け）に関わる「公立学校教職員に対する厳重注意について」（平成13年9月11日付け教教第659号の2）
- 40 「非違行為に係る事故報告書」（平成13年8月6日付け）
- 41 非違行為に係る事故報告書（平成13年8月6日付け）に関わる「教職員の不祥事に関する報告書」（平成13年8月10日付け）
- 42 非違行為に係る事故報告書（平成13年8月6日付け）に関わる「教職員の

- 不祥事に関する事情聴取について」(平成13年8月23日付け)
- 43 非違行為に係る事故報告書(平成13年8月6日付け)に関わる「懲戒内申」  
(平成13年9月3日付け)
  - 44 非違行為に係る事故報告書(平成13年8月6日付け)に関わる「人事通知書」  
(平成13年9月14日付け)
  - 45 非違行為に係る事故報告書(平成13年8月6日付け)に関わる「処分説明書」  
(平成13年9月14日付け)
  - 46 「非違行為に係る事故報告書」(平成13年8月13日付け)
  - 47 非違行為に係る事故報告書(平成13年8月13日付け)に関わる「職員の非違行為について」  
(平成13年8月13日付け)
  - 48 非違行為に係る事故報告書(平成13年8月13日付け)に関わる「処分内申」  
(平成13年9月3日付け)
  - 49 非違行為に係る事故報告書(平成13年8月13日付け)に関わる「人事通知書」  
(平成13年9月14日付け)
  - 50 非違行為に係る事故報告書(平成13年8月13日付け)に関わる「処分説明書」  
(平成13年9月14日付け)
  - 51 「非違行為に係る事故報告書」(平成13年3月19日付け宝良元小第344号)
  - 52 非違行為に係る事故報告書(平成13年3月19日付け宝良元小第344号)に関わる「教室配置図」
  - 53 非違行為に係る事故報告書(平成13年3月19日付け宝良元小第344号)に関わる「人事に関する調査の結果等について」  
(平成13年3月26日付け宝教委職第1004号)
  - 54 非違行為に係る事故報告書(平成13年3月19日付け宝良元小第344号)に関わる「重大事件の発生に関わる報告の追加報告」  
(平成13年7月6日付け)
  - 55 非違行為に係る事故報告書(平成13年3月19日付け宝良元小第344号)に関わる「人事に関する調査の追加報告等について」  
(平成13年7月2日付け宝教委職第273号)
  - 56 人事に関する調査の追加報告等について(平成13年7月2日付け宝教委職第273号)に関わる「見取り図」
  - 57 非違行為に係る事故報告書(平成13年3月19日付け宝良元小第344号)に関わる「処分内申」  
(平成13年9月18日付け宝教委職第438号の2)
  - 58 非違行為に係る事故報告書(平成13年3月19日付け宝良元小第344号)に関わる「教職員の人事に関する件」  
(第16号議案)
  - 59 非違行為に係る事故報告書(平成13年3月19日付け宝良元小第344号)に関わる「人事通知書」  
(平成13年9月28日付け)
  - 60 非違行為に係る事故報告書(平成13年3月19日付け宝良元小第344号)に関わる「処分説明書」  
(平成13年9月28日付け)
  - 61 「非違行為に係る事故報告書」(平成13年10月2日付け香一中第716号)
  - 62 非違行為に係る事故報告書(平成13年10月2日付け香一中第716号)に関わ

- る「校長の指導」
- 63 非違行為に係る事故報告書（平成13年10月2日付け香一中第716号）に関わる「教頭の指導」
- 65 非違行為に係る事故報告書（平成13年10月2日付け香一中第716号）に関わる「人事に関する調査の結果等について」（平成13年10月2日付け香教学第761号）
- 66 非違行為に係る事故報告書（平成13年10月2日付け香一中第716号）に関わる「懲戒処分内申」（平成13年10月4日付け香教学第765号）
- 67 非違行為に係る事故報告書（平成13年10月2日付け香一中第716号）に関わる「懲戒処分内申」（平成13年10月4日付け香教学第781号）
- 68 非違行為に係る事故報告書（平成13年10月2日付け香一中第716号）に関わる「懲戒処分内申」（平成13年10月4日付け香教学第783号）
- 70 非違行為に係る事故報告書（平成13年10月2日付け香一中第716号）に関わる「処分説明書」
- 71 非違行為に係る事故報告書（平成13年10月2日付け香一中第716号）に関わる「処分説明書」
- 72 非違行為に係る事故報告書（平成13年10月2日付け香一中第716号）に関わる「処分説明書」
- 73 非違行為に係る事故報告書（平成13年10月2日付け香一中第716号）に関わる「教職員の人事に関する件」（第22号議案）

(別紙2) 非公開決定を行った公文書

- 1 体罰に係る事故報告書(平成13年4月25日付け)に関わる「顛末書」
- 2 体罰に係る事故報告書(平成13年3月31日付け)に関わる「校時表」
- 3 体罰に係る事故報告書(平成13年3月31日付け)に関わる「時間割」
- 4 非違行為に係る事故報告書(平成13年8月1日付け)に関わる「顛末書」
- 5 体罰に係る事故報告書(平成13年4月3日付け)に関わる「診断書」
- 6 体罰に係る事故報告書(平成13年4月3日付け)に関わる「領収書」
- 7 体罰に係る事故報告書(平成13年4月3日付け)に関わる「顛末書」
- 8 体罰の発生について(平成13年4月5日付け)に関わる「顛末書」
- 9 体罰に係る事故報告書(平成13年2月16日付け)に関わる「顛末書」
- 10 体罰に係る事故報告書(平成13年7月27日付け)に関わる「顛末書」
- 11 非違行為に係る事故報告書(平成13年8月6日付け)に関わる「顛末書」
- 12 教職員の不祥事に関する事情聴取について(平成13年8月23日付け)に関わる「申立書」
- 13 非違行為に係る事故報告書(平成13年8月13日付け)に関わる「顛末書」
- 14 非違行為に係る事故報告書(平成13年3月19日付け宝良元小第344号)に関わる「顛末書」
- 15 非違行為に係る事故報告書(平成13年10月2日付け香一中第716号)に関わる「顛末書」



(別紙3) 事案別の非公開情報一覧

- 非違行為を行った教職員の氏名
- 被害児童又は生徒等の氏名
- 被害児童又は生徒等の住所及び保護者の氏名
- 学校名並びに学校長の氏名及び印影
- 関係職員の職名、氏名及び履歴
- 非違行為を行った教職員の履歴及び校務分掌
- 非違行為の発生日時、場所
- 学校での行事名
- 被害児童又は生徒等の性別、年齢、身長、体重及び傷病名
- 被害児童又は生徒等の言動及び評価
- 非違行為を行った教職員の年齢、身長、体重及び健康状態
- 非違行為を行った教職員等の処分内容

	別紙 1	別紙 2												
事案 1	1 ~ 10	1	×	×	×	×	斜線			×				
事案 2	8 , 11 ~ 16	2 ~ 3	×	×	×	×	斜線			斜線				
事案 3	25 , 29 ~ 39	9 ~ 10	×	×	×	×	×		×	×				
事案 4	17 ~ 21	4	×	×	×	×	×			×				
事案 5	25 , 40 ~ 45	11 ~ 12	×	×	×	×	×			×				
事案 6	22 ~ 28	5 ~ 8	×	×	×	×	×				×	×	×	×
事案 7	51 ~ 60	14	×	×	×	×	斜線				×	×	×	×
事案 8	25 , 46 ~ 50	13	×	×	斜線	×	×			斜線	斜線	斜線	×	×
事案 9	61 ~ 63 , 65 ~ 68 , 70 ~ 73	15		×	×						×	×	×	

- ：実施機関が公開した情報
- ：複数の情報があり、実施機関がその一部を非公開としたもの
- ×：実施機関が非公開とした情報
- 斜線：該当情報なし